

## 令和元年第4回羅臼町議会定例会（第2号）

令和元年12月16日（月曜日）午前10時開議

### ○議事日程

- 日程第 1 選挙第 6号 羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 2 認定第 1号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 平成30年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告
- 日程第 8 議案第53号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 吟案第57号 羅臼町森林環境譲与税基金条例制定について
- 日程第11 議案第50号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第12 議案第51号 令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第52号 令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第14 議案第55号 羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 日程第15 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第16 議案第58号 羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第59号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

て

日程第18 議案第60号 羅臼町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

て

日程第19 発議第5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を認める意見書

日程第20 発議第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

日程第21 各委員会閉会中の所管事務調査の件

追加日程第1 議案第61号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤	晶	君	副議長	9番	小野	哲也	君
	1番	加藤	勉	君		2番	田中	良	君
	3番	高島	譲二	君		4番	井上	章二	君
	5番	坂本	志郎	君		6番	松原	臣	君
	7番	村山	修一	君		8番	鹿又	政義	君

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋	稔	君	副町長	川端	達也	君
教育長	和田	宏一	君	監査委員	松田	眞佐都	君
企画振興課長	八幡	雅人	君	総務課長	本見	泰敬	君
税務財政課長	対馬	憲仁	君	納税担当課長	中田	靖	君
環境生活課長	松崎	博幸	君	保健福祉課長	太田	洋二	君
保健福祉課長補佐	洲崎	久代	君	保健福祉課長補佐	福田	一輝	君
産業創生課長	大沼	良司	君	産業創生課長補佐	石崎	佳典	君
建設水道課長	佐野	健二	君	学務課長	平田	充	君
学務課長補佐	野田	泰寿	君	会計管理者	仙福	聖一	君

---

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長 鹿又 明 仁 君      議会事務局次長 長岡 紀 文 君

---

午前10時00分 開議

---

◎開 議 宣 告

---

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 選挙第6号羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 選挙第6号羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、委員及び補充員の任期満了に伴い、地方自治法第181条第2項及び同法第182条第1項並びに第2項の規定より、それぞれ4人の選挙を行うことになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、総務民生常任委員会委員長、経済文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに副議長の4名をもって構成する選考委員により選考してはいかかと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、総務民生常任委員会委員長、経済文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに副議長の4名をもって構成する選考委員によって選考することに決定いたしました。

選考委員は、正副議長室で選考をお願いいたします。

選挙管理委員会委員及び補充員選考のため、暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休憩

---

午前10時07分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選任がされたようでありますので、選考委員より、その結果を報告願います。

小野哲也君。

○副議長（小野哲也君） それでは、選考委員を代表いたしまして、ただいまより羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選考結果を報告申し上げます。

別室におきまして慎重審議の結果、次の方々を選考いたしました。

委員に白坂雄一君、岡本邦子君、池田幸世君、高橋政子君。補充員には、第1順位、吉田正一君、第2順位、芦崎剛君、第3順位、川端美香君、第4順位、今晴美君。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） ただいま選考委員より指名のとおり、選挙管理委員会委員に白坂雄一君、岡本邦子君、池田幸世君、高橋政子君。補充員、第1順位、吉田正一君、第2順位、芦崎剛君、第3順位、川端美香君、第4順位、今晴美君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選考委員より指名のあったとおり、羅臼町選挙管理委員会委員に白坂雄一君、岡本邦子君、池田幸世君、高橋政子君。補充員に、第1順位、吉田正一君、第2順位、芦崎剛君、第3順位、川端美香君、第4順位、今晴美君が当選されました。

- 
- ◎日程第2 認定第1号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第3 認定第2号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第4 認定第3号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第5 認定第4号 平成30年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第6 認定第5号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第7 認定第6号 平成30年度羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 認定第1号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳

出決算認定についてから日程第7 認定第6号平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの6件を一括議題といたします。

本件につきましては、委員長の報告を求めます。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、松原臣君。

**○6番（松原 臣君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告書。**

令和元年9月12日に開催された第3回定例会において、本特別委員会に付託された平成30年度目梨郡羅臼町各会計決算認定6件について審査を実施したので、次のとおり結果を御報告いたします。

1、付託事件。

認定第1号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算、1件。

認定第2号から認定第5号平成30年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算、4件。

認定第6号平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算、1件。

2、審査の経過。

本特別委員会は、さきの9月定例会で設置され、同時に付託された決算認定6議案について、閉会中の10月2日及び8日、9日、25日、11月8日の5日間にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また、関係法令の規定に準拠し、適切かつ効率的に行われたかどうかを念頭に置きながら、行政職員の説明を求め、慎重に審査を進めたところであります。

本委員会は、各会計別に平成30年度予算の主要な施策がいかに執行されたか、それが住民のためになっていたかを重視しました。

そして、その審査を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は、審査の過程の中で論議のありました下記事項4点を総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了しました。

記。

総括質疑事項。

1、平成30年水道事業会計について。2、各会計における不用額と今後の予算の見直しについて。3、公営住宅使用料の収入未済額について。4、社会福祉協議会に対する町の考え方について。

3、各会計審査結果。

認定第1号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

前年度に比べ歳入・歳出ともに大きく下回ったのは、知床未来中学校の本体建設事業によるもので、当年度において、知床未来中学校建設事業の全てを完了したことは、次世代を担う子どもたちの教育環境整備に大きな投資ができました。

極めて深刻な財政環境にありながら、将来に備え安定した財政運営を目指すべく「公共

施設整備基金」等への積み立てができたことは、各種事業経費の節減に加え、職員給与等の独自削減など、厳しい行財政改革の取り組みによる一定の成果としてあらわれております。

しかしながら、一部の補助金団体については、鋭意努力されていることは認められるが、補助金のあり方、事業の進め方等を引き続き精査し、設置目的が十分果たされるよう考慮願いたい。

一方、自主財源である町税の収入額は減となりましたが、収納率は前年度より伸びており、漁業不振が続く状況下で収納率を向上できたことは努力の結果であります。今後においても新たな滞納の抑制に努めるとともに、町営住宅使用料など、町が有する全ての債権についても「羅臼町債権管理条例」に基づいた収納対策及びさらなる滞納額の圧縮・強化を求めます。

なお、当年度においても多額の不用額が見受けられることから、不用額については要因分析を的確に行い、補正予算において精算されることを求めます。その上で、今後における予算精度の向上を図られたい。

認定第2号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

国保税の収入額は減となりましたが、収納率は前年度の水準を維持しており、努力の成果があらわれております。今後も徴収担当課連携のもと、収納対策に万全を期し、新たな滞納の抑制に努めるとともに、滞納額の圧縮を求めます。

療養給付費なども前年度より抑えられており、保健・予防活動などによる一定の成果があらわれてきています。今後も引き続き、健康づくりや予防活動の充実・強化を図り、医療費の縮減につながる取り組みを望みます。

また、当年度においても多額の不用額が見受けられることから、できる限り多額の不用額が生じないよう補正予算において精算されるよう求めます。

認定第3号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

当年度においても多額の不用額が見受けられることから、できる限り多額の不用額が生じないよう補正予算において精算されるよう求めます。

認定第4号 平成30年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第6号 平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、今後の水道事業運営を考慮したとき、当面続く多額の企業債償還金に加え、切迫している老朽管の取りかえ、消費税対策等に対し、早期の整備計画及び住民説明・周知を求めるとともに、独立採算を念頭に事業経

営の安定化に向けた資金計画、受益者の公平・公正の観点を踏まえた収納率の向上、新たな滞納の抑制に努めるとともに、未収金対策についても、さらに徹底した措置を講ずることを望みます。

また、極めて深刻な状況にあっても、施設設備の維持・点検に十分配慮し、安全で安定した水道事業運営が行われるよう、より一層の努力を求めます。

以上、本委員会に付託されました各会計の審査の結果を申し上げましたが、当町の財政構造は、依然として地方交付税への依存度が高く、硬直した財政状況が続いています。

しかしながら、平成30年度決算に基づく財政健全化判断比率である実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び財政再生基準・経営健全化基準、全ての基準値を下回ることができたことは、理事者、職員の努力の結果であります。

町税及び使用料等の歳入確保は、町政運営に最も重要な自主財源であり、基幹産業である漁業の不振が極めて深刻化する状況ではありますが、公平・公正な観点から税収確保の強化に努め、町が有する全ての債権についても関係課連携のもと「債権管理条例」に基づき、収納対策及び滞納整理に、より一層尽力されるよう求めるところであります。

また、ふるさと納税に関しては、基金積み立てはもとより、地域経済にも寄与することから、今後も取り組みを期待するものであります。

総括質疑で申し上げました4点につきましては、意見を十分検討の上、新年度予算へ反映していただきたいと考えます。

近年の羅臼町を取り巻く環境は、一段と厳しさを増す状況ではありますが、限られた財源の重点的かつ効率的な配分で最大の効果が得られるよう町政運営を望むところでありませぬ。

最後に、理事者、職員の皆さんに対し、本決算審査の円滑な運営に御協力いただいたことにお礼を申し上げ、平成30年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算6件について、本委員会は、全員一致で認定すべきものと決定しましたので御報告いたします。

令和元年12月16日、羅臼町各会計決算特別委員会委員長、松原臣。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

この質疑については、会議規則第42条により、審査の経過と結果に対する疑義といたします。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第2 認定第1号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から日程第7 認定第6号平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件は、認定することに決定いたしました。

---

◎日程第8 議案第53号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償  
条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第8 議案第53号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第53号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第53号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定されました。

---

◎日程第9 議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第9 議案第54号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第54号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第54号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第57号 羅臼町森林環境譲与税基金条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第10 議案第57号羅臼町森林環境譲与税基金条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第57号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第57号羅臼町森林環境譲与税基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第50号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第11 議案第50号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第50号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第51号 令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療

## 事業特別会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第51号令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第51号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第51号令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第13 議案第52号 令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第52号令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

村山修一君。

○7番（村山修一君） 水道事業の補正につきまして、若干質問をさせていただきます。委員会のほうで質疑をさせていただきましたけれども、十分でなかった点もございましたので、もう一度、委員会のほうと重複するかもしれませんが、お許しをいただいて質疑をさせていただきます。

まず、今回、収入見込みで約10%というような案で提案されておりますけれども、これは何を基準にこういう金額になったのか、それから、なぜこの時期に値上げというような提案になったのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時30分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。村山修一君。

○7番（村山修一君） 項目を間違えましたので、撤回いたします。

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第52号について質疑のある方はおりません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第52号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第52号令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第55号 羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

◎日程第15 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第14 議案第55号羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてから、日程第15 議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきましての2件は、関連がありますので一括審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第55号羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてから議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてまでの2件については、一括して採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第55号から議案第56号までの2件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第55号羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてから、日程第15 議案第56号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきましての2件

は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第58号 羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定  
について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第58号羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

松原臣君。

○6番（松原 臣君） この変更なのですが、この変更については、読んだとおりでと言われれば、そのとおりなのです。例えば例を挙げて、こういう人であればこうですというのを、例えてお話ししていただければわかりやすいかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（佐藤 晶君） 環境生活課長。

○環境生活課長（松崎博幸君） ただいまの質問ですが、例を挙げてということなのですが、あくまで印鑑登録証明を受けられない方については、現行条例にあっては、15歳未満と成年被後見人ということになっていますが、今回の改正により変わるのが15歳未満と意思能力を有しない者ということで、今回の改正にもありますが、成年被後見人については、基本的には意思能力を有しない方という判断になりますが、法定代理人と同行してきて申請を受ければ、その方については意思能力を有する者ということになりますので、印鑑登録を受けることができるということになります。

印鑑登録を受けられない方というのは、申請の窓口に来たときに、自分の判断で印鑑の登録を申請できない方が、基本的には受けられないということになります。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○6番（松原 臣君） 大体理解できたのですが、例えば病院で寝たきりで、はっきり言えば、心臓は動いているけれども、脳死状態みたいな方とか、そういう人方もきつと入るのだろうという理解だと、私は思っている。

それから、15歳未満なのですが、1歳、2歳も入ることではないと思うのですが、その辺は、未満であれば全て、生まれれば、その権利があるという捉え方になるのですか。その辺もう少し詳しく聞かせていただければと。

○議長（佐藤 晶君） 環境生活課長。

○環境生活課長（松崎博幸君） 現行の条例でいきますと、15歳未満については受けることができませんので、生まれてから15歳を越えるまでは、誰ということではなく、受けることはできません。

それから、寝たきりとか病人の方ということなのですが、例えば成年後見人制度の手続をしている方については、先ほどの改正条例のように、本人があくまでも申請の窓口に来

てくれないと、法定代理人と一緒に来てくれないとできないということなので、入院中のままで申請を受けるということについては、当然本人の意思が確認できませんので、受けることができないということになります。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○6番（松原 臣君） 大体それでのみ込めたのですけれども、15歳未満というのは、あくまで受けられないという説明だったのですね。私、15歳未満も含むと勘違いして、そこは訂正させていただきたいと思います。

もう一つ、このことについて、羅臼町、当町でもいるということは確認しているのか、していないのかということ、課として、こういう場合こういう人がいるのだけれども、どうなるのだろうというような情報はあるのか、ないのか。今のところなければ、ないで結構ですけれども、その点、担当課としてどういう認識を持っているのかお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 環境生活課長。

○環境生活課長（松崎博幸君） ただいまの質問ですが、羅臼町においては、現在、成年被後見人制度の認定を受けている方というのは2名いらっしゃいます。2名の方については、当初、印鑑登録はされていたのですが、成年被後見人制度を利用されるに当たって、登録の抹消の事由に当たるものですから、成年被後見人制度の認定を受けたときに、一旦登録してあったものは、その2名とも抹消となっております。

今回、法令が変わりましたので、その2名の方については、文書か電話で法定代理人のほうに、こういうふうに法令が変わりましたので、印鑑登録を再度受け付けるということができるとことを法定代理人のほうに連絡して、その意思があれば来てもらって受け付けることになるかと思えます。

○議長（佐藤 晶君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第58号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第58号羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第59号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正  
する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第59号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第59号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第59号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第60号 羅臼町水道事業給水条例の一部を改正  
する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 議案第60号羅臼町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

村山修一君。

○7番（村山修一君） 先ほどは大変失礼しました。おわびを申し上げたいと思います。

同じ質問でございますが、今回、説明の中で、収入で10%増を見込んでおりますというお話がございました。今回の値上げの幅につきまして、どういう基準で行ったのかということ、消費税が10月から上がっておりますけれども、それらのことも意識されているのか、いないのか、その辺を1点お伺いしたいと思います。

それから、あわせまして、なぜこの時期の提案になったのか、この2点をお伺いします。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 収入の見込み、10%増という形での質問でございますが、収入に関しましては、30年度の実績、使用されている件数と超過水量、要はその数量をもとに今の改定案の料金を掛けて、大体10%程度の収入が想定されたということでございます。

なぜこの金額設定なのかということにつきましては、委員会のほうでの説明でも若干触れさせていただきましたが、総括原価というものをもとに、必要な経費というものを省いていった中での設定なのですが、その中には当然消費税の分というのも含めて、現行の収入よりも収入を上げたいというのが料金改定なものですから、そこも意識しまして、必

要な経費を削った上での設定という形になっております。

なぜ今のタイミングなのかということですが、これも委員会のほうで改定の趣旨として触れさせていただきましたが、この間、平成20年度に料金改定以降2度の消費税の改定というものがございました。20年度の改定時につきましては、5%の消費税だったのですが、ことしの10月の改定で消費税が10%になったということで、以前の改定から5%消費税を、今の料金の中で、実質料金が値下げになっているという形になっておりますので、それもありまして、令和2年度から料金を改定したいということで、このたび上程させていただきました。

○議長（佐藤 晶君） 村山修一君。

○7番（村山修一君） 説明いただきました。

なぜこういう質問をするかということなのですが、皆さん御承知のとおり、当町、非常に経済状況はよくありません。特に水産業を初め、事業者が大変厳しい中で経営されているという中で、10%といえども大変大きな、事業主にとっては負担になるのではないかと、もちろん町民もそうですけれども、負担になるのではないかとということが一番懸念しております。産業の育成をする中で、こういうものを間接的に応援していくということも非常に現況の羅臼においては大事なことだなというふうに思っております。

今まで政策的に、皆さん御承知のとおり当町の水道水は、管内はもとより全国でも有数の高い水準にあります。現在、企業債の償還等もあって、原価計算するととてつもないような金額で設定しなければならないということで、これまで消費税等のアップがあっても政策的に、当町の産業の推移等を見ながら、これまで抑えてきたという大きなことがございます。

そうした中で、もう1点は、水道事業、大変水道管等は古くなって漏水が非常に懸念されている。既にうちも来ているのですけれども、今後もいい状況に、現況のままでは、さらに心配なことが起きるのではないかとというような状況にあります。

そうした中で、値上げをするのであれば、その前に、今後、近い将来、水道事業をどうするのか、それを先に計画してから上げる、上げないという話に行くのではないかと。そうしなければ町民の理解も得られないのではないかとというふうに思っております。そういうことなのですが、もともと製造原価を考えたらとてつもない金額になります。事業単独ではとても今、現況では無理な状況であります。その辺のことを考慮すると、それらの今後の事業のあり方について、きちっと方向性を示してから、値上げに持っていかなければならないのであれば、そういう方向に向いていってほしいというふうに思いますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま村山議員のほうから御質問がございました件についてお答えをさせていただきたいと思っております。

確かに当町における水道事業会計というのは非常に厳しい状況にあるというのは、これ

まで議会の中で何度も御指摘を受けてきたとおりでございます。現在においても非常に厳しい状況にあるというのは、今、村山議員がおっしゃったとおりでございます。これまで平成20年から10年間の値上げというものを一切しない中で、何とかこれを維持していこう。町民に負担をかけないよということで頑張ってまいってきたわけですが、今般の消費税の増税ということに当たって、これに伴って料金改定をしないということになれば、今の水道会計がこの先もたないというような試算になってくるわけでありませう。

そういった中で、一般会計からの持ち出しも含めて、非常に多くの町税というものを投入した中で維持をしてきたというのは現実でございます。総括原価方式でいきますと、今の約3倍の水道料金にならなければ合わないという状況であるというのは現実であります。そんな中で、今回の消費税増税になった部分について、町民の皆さんに御負担をお願いせざるを得ないというような状況であります。

今後の政策についてしっかりそれを提言した中で料金改定すべきではないかという御指摘がございました。実は、さまざまな形で水道事業会計、それから水道事業について、今後の計画というのは、年度ごとにといたしますか、一定期間ごとに行っているわけですが、それが町民の皆さんにしっかりお伝えできていないとすれば、それは申しわけないなというふうに思いますけれども、今、切迫した状況の中で、このことを町民の皆さん、また、議員の皆さんにも御理解をいただいた上で、今般の議案の提出というふうになっております。

実は、債権、債務、はっきり言いますと借金です。羅臼町の借金というものは非常に多くのしかかってきているというのは現状であります。それにまして人口減という、使用する方が減ってきているということが、またそれに拍車をかけてきているという状況でありまして、そんなことも加味しながら、今般、本来であれば町民の皆さんに御負担を願うというのは非常に心苦しいところではありますけれども、ここで消費税の増税に伴って料金改定をしなければいけない状況になっているということも御理解いただければというふうに思っております。

そんな中で、説明不足があるとすれば、今後、こういうふうに至った経緯については、しっかり町民の皆さんに御周知をしていきたいというふうに考えております。どうぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 村山修一君。

○7番（村山修一君） 町長のお気持ちはわかるのですが、今回の消費税の数字、前回はそうですけれども、合わせましても上げ幅はオーバーします。計算上はなると思われます。まさしく消費税を上げるついでという言葉は適切ではないかもしれませんが、この際だから若干上乘せしようということなのでしょうけれども、ある意味、債務、計画どおりに支払いを進めていることと思っておりますけれども、今回上げざるを得ないような状況は、こんな緊急に出てくるということ自体が、ちょっと見通しも甘いのかなというふ



うに思います。本来であれば新年度予算の中でしっかり協議して来年度に向けてやっていく、こういう提案が出るとしても、そういう時期であって、こういう中途半端な時期に、中途半端と言ったら言い方が悪いですが、緊急時でもない時期に提案されてくるという姿は、本当に消費税とどうしても関連づけたくなるころなのですが、その辺だけ意見として申し上げて質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） ほかに質問ありませんか。

松原臣君。

○6番（松原 臣君） 私は、水道料金は、本会議では言ったことはないのですけれども、委員会では、計画的に上げないと、水道会計は毎年一般会計から繰り入れたりして、間に合わないということは十分承知で。

それからもう一つ大きいのは、当初5%から8%になるとき、その分を行政側が値上げをしないでやってきたいという経緯もあります。そこら辺も住民は十分知っているのかといえば、ほとんど知らないだろうと、私の認識ですけれども、思います。

値上げについては、私は、今までの3%を含めて、いろいろ行政で一般財源から持ち出してやってきたのですけれども、急ではないと私は考えています。前からそういうことがあってもなかなか住民負担ができないのだろうと。こういう消費税もまた2%上がって、また2%上げないということは、そのまま2%も町側で持つということになれば、10%のうちの半分は行政側で持つというような結果になるだろうと私は考えます。

やはり消費税がどんどん上がってきているときに、タイミングがいい、悪いはあるでしょうけれども、やはり上がったときに、10月に上がりましたよね。4月1日というのは、私はタイミングとして悪くないと。

それからもう一つ、一番、私このことで思っているのは、町長にぜひ、上げて、住民に十分周知して、100%ということはないのでしょうけれども、住民に理解を得るような方法。それから、これを上げたのですから、町長の強いメッセージで、状況が変わらなければ当分上げないのだというような強いメッセージを出して、住民に理解を得るというようなことを私は考えているのですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問でありますけれども、住民へ、今回値上げに至った経緯につきましては、さまざまな方法を使うということで、住民への理解を求めていく、周知をしていくということは当然ながらやらなければいけないというふうに思っております。

今後の見通しについてもありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、はっきり申しますと、非常に見通しが立たない状況にあるというのも事実でございます。その事実も踏まえて住民に周知すべきなのか、どういった方法で住民に対して声をかけていくのか、そういったこともしっかり協議をしなければいけないかなと、ただいまの質問または先ほどの質問も踏まえて、そういうふう感じておりますので、今後、当面の間は値上げしな

いですとか、このまま行きますというようなことについて、それがお答えできるかどうかといいますと、今の現状の中で考えられる部分で、どうお答えしていくかというのは、その周知の中で協議をさせていただいて、考えていかなければいけないことだろうというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○6番（松原 臣君） 委員会でも町長は同じような答弁なのです。ぜひそこら辺は政治的判断ですと、町長の政治的判断でやるというような強いメッセージで伝わりますよ。私はどう住民は捉えるかわかりませんが、政治的判断でできると私は思うのです。だから、町長、強いメッセージを、住民に不安を与えないようなメッセージをぜひ発信してもらいたいなということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 2人の同僚議員からいろいろ意見がありまして、私もそうだなと思うところが幾つかありますので、関連して一、二点質問をしたいと思います。

水道料金は、御存じのように完全なる公共料金であります。したがって、多少の節約はできるかもしれませんが、ほとんどの方が完全に捕捉されてしまうというか、嫌でも使わなければいけない。ほかに電気料金とかガス料金とかもありますけれども、水道、水はある意味命ですから、これを値上げをする、要するに町民に負担をしてもらうというときには、相当慎重な検討が必要であろうというふうに思います。

先ほど来、値上げの理由については、この間、何度かあった増税のときに、一つのチャンスだったわけですが、そのときに上げてこなかったから、実は安くしているのだという話もありましたけれども、私は、そういう捉え方もあるかもしれませんが、高過ぎて上げられなかったところが実際のところではないかなというふうに思います。

この間、非常にすばらしい資料が建設水道課から出ていまして、非常にわかりやすい。根室管内だけの比較になっていますが、ほかの釧路管内、北海道、全国でいったらトップクラスの水道料です。これをさらに上げるには、上げるなりの住民の理解を得なければいけないのだろうというふうに思います。

水道会計そのものが大変だということは、さて、町民の責任なのだろうか。なぜ企業債の償還金があと七、八年くらい続くのですか、莫大な借金があるわけです。これは、やはり私も含めて、行政側の見通しの甘さがあったのだろう。私、水道の施設をつくるときにはまだ議員ではなかったですが、そういうことが結果としてあらわれている。これは、町民に負担を強いるのは、その面からも相当慎重に町民の意見を聞くということがきっと必要だと思います。

質問、まず一つ目、値上げに当たって、町民の代表者の方、あるいは企業のほうも大変な負担になるわけです、今回の値上げで。この方たちと事前の話し合いがされていたのかどうかお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） ただいまの質問ですが、町民及び企業の代表といった方との話し合いというのはしておりません。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） そのことが必要だと思うのです。ここで決めて一発で上がりますよということになるわけでしょう。先ほど言ったように公共料金なのです。これは慎重の上にも慎重に、一定の時間をかけて説明しなければいけないと思います。例えば、住民の方を全部集めるといふわけにはいきませんから、町内会長の集まりの中で一定の理解を得る。あるいは経済団体というか、加工場とか、多量に使うところがあります。ここの集まりの主要の方にやっぱり事前に相談をする、了解を得る。こういうことをやった上でないと、きょう、賛成ですといったら一気に上がるわけでしょう。町民にとってみれば、あるいは加工場の経営者にしてみれば寝耳に水です。そういう決め方は私は正しくない。

ただ、一方で、水道事業会計が厳しいということについては、私は十分理解しているつもりです。

したがって、上げるに当たっては、そういう手続をとるべきである。それから、上げ幅については、ともかく全国でも高いクラスですから、上げ幅については、それ以上上げない。そして、今までどおり、一般会計からの繰り入れが大変な負担になっていることとは思います。企業債の償還金が終わるまでは頑張るべきだというふうには思います。値上げをしないで。上げるとすれば消費税分2%上げるというふうには私も思います。町長、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御指摘いただいた件につきましては、手続上、そういった考え方のもとで行うべきだというのは、私も一理あるというふうには思っております。

しかしながら、これまで多分、水道事業会計につきましては、さまざまな議論を議会の中でもしてきていただいたというふうな思いもございました。時には、一般会計からの持ち出してについての御質問を多々されることもございました。そんな中で、それをいかに減らしていくべきか、町民の税金を何でこんなに投入するのだという厳しい御意見もいただいた記憶がございます。そういった中で、特に坂本議員からは、値上げというものに対しては慎重にならざるを得ないという御意見も過去にいただいていることも承知しております。そういった中で、今回こういう判断をさせていただいたという経緯でございます。

また、手続上、町民の皆さんに十分に周知されていないということがあるとなれば、その部分については、どうだったのかなという検証をしなければいけないのかなというふうには思いますけれども、今までの議会等々、またはさまざまな町民、これはもうずっと今まで、かなりの年数、私になる以前からの年数をかけてやっている議論でありまして、それが今回のこういった上程につながってきたというふうには考えているところでござい

す。

また、今回、先ほど2%というお話がございましたけれども、事実上は5%ということですので、その辺の数字については私のほうから訂正をさせていただければというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） この間いろいろな議論をしてきたことは、今、町長おっしゃったとおり、十分承知しています。私は今回の条例について、背景も全部わかりますけれども、手続的にミスがある。

もう一つは、今この時期に上げるべきではない。私はこの条例には反対ということを上上げて質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これから、議案第60号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立多数です。

したがって、日程第18 議案第60号羅臼町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 発議5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める  
意見書

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第19 発議第5号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 発議第5号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和元年12月16日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、加藤勉。賛成者、同じく坂本志郎。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに四つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年度の改定では、最も高い東京では1,013円、北海道では861円、最低の鹿児島県を含めた14県が760円です。これでは、毎日フルタイムで働いても月11万円から

14万円の手取りにしかならず、憲法が保障する「健康で文化的な最低限の生活」はできません。

しかも、時間額で223円の地域間格差によって地方から労働者が都会へ流出し、地方の人口減を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。地域の衰退をとめ、地域経済を再生する上で、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは必要不可欠な経済対策です。

また、最低賃金引き上げるためには、中小・零細企業の助成や融資、仕事興しや単価改善につながる施策の拡充が必要です。公正取引の観点からも、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないように指導し、適正な契約で労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要です。このことにより、地域の中小・零細企業とともに、そこで働く労働者の生活改善につながる地域循環型経済で地域経済を活性化させることとなります。

労働基準法は、第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護の水準を下回ってはならないとしています。最低賃金を大幅に引き上げつつ、地域間格差をなくして、中小企業支援策の拡充を実現することが必要です。

以上の趣旨により、下記の事項の早期実現を求め、意見書を提出する。

記。

1、政府は労働者の生活を支えるために、最低賃金をすぐに1,000円以上引き上げ、そして1,500円を目指すこと。

2、政府は、最低賃金法を改正し、「全国一律最低賃金制度」を実現すること。

3、政府は、最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業の支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定より提出する。

令和元年12月16日。北海道羅臼町議会議員、佐藤晶。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第5号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第19 発議第5号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定いたしました。

---

◎日程第20 発議第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 発議第6号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第6号新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和元年12月16日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎、同じく村山修一、同じく松原臣。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することになるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく施策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定より提出する。

令和元年12月16日。北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第6号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第20 発議第6号新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定いたしました。

---

### ◎日程第21 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第21 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

ここで、11時40分まで休憩いたします。11時40分再開いたします。

午前11時20分 休憩

---

午前11時40分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎追加日程の議決

---

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

町長から、議案第61号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第1 議案第61号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第1 議案第61号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正  
予算

---

○議長(佐藤 晶君) 追加日程第1 議案第61号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(川端達也君) 議案第61号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,248万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億200万3,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金2,248万1,000円を追加し、2億3,917万4,000円。

2項国庫補助金2,248万1,000円を追加し、1億279万4,000円。

内容につきましては、熱中症対策として、高齢者施設に冷暖房を整備する場合に国の補助制度が対象となったものであり、この補助金の内示を受けたものでございます。

歳入合計2,248万1,000円を追加し、46億200万3,000円となるものでございます。

3ページでございます。

歳出でございます。

3款民生費2,248万1,000円を追加し、5億3,065万2,000円。

1項社会福祉費2,248万1,000円を追加し、4億4,062万4,000円。

冷暖房設備の内示を受けた町内3施設に対しての補助金であります。

歳出合計2,248万1,000円を追加し、46億200万3,000円となるものでございます。



以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。  
坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 2点お伺いします。

一つは、対象施設、どの高齢者施設を対象にしているのか、もう1点は、工期、いつから始めて、いつごろ完了する予定か、お伺いします。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（福田一輝君） 初めに、対象施設についてでございます。対象施設は3施設ございます。地域密着型小規模特別養護老人ホームふくろうの里、小規模多機能の家しおかげ、グループホームしおさいの3施設でございます。

また、工期につきましては、1月から2月というふうになっております。

○議長（佐藤 晶君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、ここで、合同常任委員会により議案審議のため、暫時休憩をしたいと思います。

午前11時45分 休憩

---

午前11時50分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 議案第61号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第61号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第61号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

---

◎町長挨拶

---

○議長（佐藤 晶君） ここで、町長より年末の御挨拶があります。

町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまお許しをいただきましたので、令和元年最後の定例会でありますので、年末の挨拶をさせていただきます。

まずは、町民の皆様、そして議員各位に対しまして、ことし1年の町政への御理解、御協力に心から感謝を申し上げます。

ことしは、平成から令和へと年号も変わり、新たな幕開けの1年でありました。

4月22日に議員の皆様とともに当選証書をいただくことができ、私も2期目の町政運営を任せていただくこととなりました。

6月には、前脇町長のときから12年間副町長として羅臼町のため御尽力いただいてきた鈴木日出男氏が退任され、新たに川端副町長が誕生し、10月には山崎教育長が退任され、和田教育長が就任をされました。両名とも行政経験は豊富でありますので、心強く感じているところでありますし、今後の羅臼町の政策課題についても、職員も含めワンチームで進めていけるものと確信をしております。

さて、ここ数年、減少傾向にあった漁業については、さらなる資源の枯渇が進み、危機的状况に至っております。これからは漁協や生産者、買い受け人や加工業者だけではなく、羅臼町全体で問題を共有し、取り組んでいかなければなりません。そのためには、町民皆様の御理解と御協力が不可欠であります。議員各位には、ますますの御理解、御協力をお願い申し上げます。

知床らうす診療所につきましては、今年のちょうどこの12月議会で報告をさせていただきました、新たな常勤医の木島医師が就任し、間もなく1年を迎えますが、この間も御講演をしていただけるなど、予防医療の大切さを伝えていただいております。孝仁会様にも羅臼町の地域医療をしっかり支えていただいております、感謝をしているところであります。

ふるさと納税につきましても順調に推移しておりますので、12月最後の駆け込みに期待をしているところであります。

また、知床らうすブランドのPRや販売活動に対しては、ブランド協議会の皆様が精力的に活動されており、非常によい結果があらわれてきておりますので、さらなる躍進を願っております。

来年いよいよ知床ナンバーも5月の交付が決まり、言い出しへの私にとってはこの上ない喜びでありまして、御理解、御賛同をいただいた7町の町長を初め、議会の皆様や各町民の皆様には感謝をしております。この知床ナンバー導入が必ずや地域振興につながっていくことを信じ、これからも7町でスクラムを組んで取り組んでまいりますので、1台でも多くの登録を期待しているところであります。

令和2年度は、羅臼町が120年を迎える節目の年となります。現在、町民の意見を踏まえ、職員によるプロジェクトチームで検討している最中でありまして。盛大な式典ごとは考えてはおりませんが、多くの町民の皆様にご参加、協力いただければと思っております。

す。120年という節目をきっかけに、羅臼町がさらなる飛躍の年になることを願っております。

議員皆様には、第1回定例会から本日第4回定例会まで多くの御質問を頂戴し、答弁をさせていただきました。私自身が気づかなかったことも多々ありましたし、なるほどと考えさせられることも多くございました。私の答弁で至らなかった点もあったかと思いますが、皆様の温かい対応で、お許しいただいたこともあったのかとも感じております。

いずれにいたしましても、議員皆様の御協力により、こうして年末、新年を迎えることができそうです。ことしも町政運営に格別なる御理解をいただきましたことに感謝し、来たる新しい年もより一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

年末を迎え心より願うことは、来年は雪が少なく、吹雪かず、災害に見舞われることのない年であるように、また、大漁で浜が活気あることを願っております。羅臼町民一人一人に幸せを運び、羅臼町のさらなる発展をもたらす年になることを祈念して、年末の挨拶をさせていただきます。

議員の皆様、町民の皆様、よいお年を迎えください。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長（佐藤 晶君） 会議を閉じます。

以上をもちまして、令和元年第4回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員